

(別記様式第 1 号)

計画作成年度	令和 8 年度
計画主体	伯耆町

伯耆町鳥獣被害防止計画

<連絡先>

担 当 部 署 名 伯耆町産業課
所 在 地 伯耆町吉長 3 7 番地 3
電 話 番 号 0 8 5 9—6 8—3 3 1 5
F A X 番 号 0 8 5 9—6 8—3 8 6 6
メールアドレス nourin@houki-town.jp

1. 対象鳥獣の種類、被害防止計画の期間及び対象地域

対象鳥獣	イノシシ、ヌートリア、ニホンジカ、アライグマ、ハクビシン、ハシブトガラス・ハシボソガラス（以下「カラス類」と言う）、カワウ、ツキノワグマ（以下「クマ」と言う）、ニホンザル（以下「サル」と言う）
計画期間	令和8年度～令和10年度
対象地域	伯耆町

2. 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に関する基本的な方針

（1）被害の現状（令和6年度）

鳥獣の種類	被害の現状		
	品 目	被害数値	
		面積（a）	金額（千円）
イノシシ	水稲、野菜類	434	4,772
ヌートリア	水稲、野菜類	5	50
ニホンジカ	—	—	—
アライグマ	—	—	—
ハクビシン	—	—	—
クマ	—	—	—
サル	—	—	—
カラス類	—	—	—
カワウ	—	—	—

（2）被害の傾向

○イノシシ

捕獲数はR4が256頭、R5が355頭、R6が432頭と捕獲数は年々増加傾向であり、生息数についても増加していると考えられるが、被害については水稲被害を中心に発生し、出没範囲は全町的に拡大し、継続して発生している。

年 度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
被害額(千円)	2,574	2,337	1,435	3,130	4,772
被害面積(a)	234	212	130	322	434

○ヌートリア

R3、R5年度については、被害は発生していないが、小規模な被害が町内各地で発生している。

被害は水稲被害が主だが、野菜にも被害が発生している。捕獲数は年間

数頭程度で被害額は横ばい傾向にある。

年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
被害額(千円)	141	0	27	0	50
被害面積(a)	7	0	2	0	5

○ニホンジカ

被害は確認されておらず、捕獲数はR4が16頭、R5に18頭、R6が13頭と横ばい傾向にあるが、町内や県内での目撃情報等が多く寄せられていることから生息数が増加していると考えられる。今後町内で被害が発生する可能性がある。

○アライグマ

被害は確認されていないが、町内で目撃情報があることから、今後被害が発生する可能性がある。

○ハクビシン

被害は確認されていないが、過去に町内でロードキルが発生していることから、今後被害が発生する可能性がある。

○クマ

過去には柿の実の食害があったが、特に被害は発生していない。ただし民家の近くへの出没が報告されており、人身被害等が懸念される。

○サル

大きな農作物被害は発生していない。ただし、目撃情報が寄せられており、今後も自家用野菜への被害や、人身被害等が懸念される。

○カラス類

町内全域で果樹等を中心に被害が確認されていることから、今後も引き続き被害が発生することが予想される。

○カワウ

日野川流域において鮎等の魚類に被害が発生しており、今後も引き続き被害が発生することが予想される。

(3) 被害の軽減目標

指標	現状値（令和6年度）	目標値（令和10年度）
イノシシ （水稲）	434a	304a
	4,772千円	3,340千円

(4) 従来講じてきた被害防止対策

	従来講じてきた被害防止対策	課題
捕獲等に関する取組	（捕獲体制） ○全鳥獣対象 被害農家が町に鳥獣捕獲依頼を行い、町の捕獲許可を受けた町内の猟友会が捕獲活動を実施する。 （捕獲機材の導入：箱わな等） ○イノシシ 集落単位で箱わなを購入することに対して、町から購入費の1/2補助を受けて導入し、この管理者を猟友会へ委託して捕獲活動を行う。 また、伯耆町鳥獣被害対策協議会が国事業を活用して捕獲檻を購入し、伯耆町鳥獣被害対策実施隊に貸与して捕獲を行う。 ○ヌートリア 町で箱わなを購入し、捕獲許可を受けた猟友会に貸与する。	（捕獲体制） ○全鳥獣対象 狩猟免許取得者の高年齢化による引退や、後継者不足による減少が懸念される。 ○ヌートリア 小規模な被害が各地で発生しており、対応に苦慮している。
防護柵の設置等に関する取組	（侵入防止柵の設置・管理） 2戸以上の被害農家が、県と町から資材費の2/3補助を受けて整備し管理を行う。 町が集団的に対策に取り組む集落に国事業を活用して侵入防止柵を整備し集落に管理を委託して行う。	集落内で意思統一が出来ず、集団的に集落全体の農地を囲う取り組みができていない。
生息環境管理その他	町民に対して環境管理に関する情報を提供する。 ・無意識の餌付けとなる収穫	廃棄した農作物や収穫せず放置された果樹等がイノシシ等を誘引する原因となっている。

の取組	後の農作物や生ごみの放置をしない。 ・柿や栗などの収穫しない果樹等を撤去する。 ・山際での農作業や収穫等で入山する際にはクマ鈴等の音の出るものを携行する。 ・草刈りややぶの撤去を行う。	普段利用していない農地の管理が行われていない。
-----	---	--------------------------------

(5) 今後の取組方針

○イノシシ・シカ 里部への出没が多くなっている傾向にあることから、里部での侵入防止対策を積極的に推進し、極力飛び地とならないよう集団的に取り組む。 農地と山林を明確化するための緩衝帯の整備を促進する。 ○ヌートリア 通年で捕獲を実施する。講習会を実施し、捕獲従事者の養成とともに捕獲技術の向上を図る。特定外来生物であることから地域からの排除を目的とした捕獲対策を強化する。 ○アライグマ 隣接地域からの分布拡大に対して地域での監視体制を強化する。生息を確認した場合は、特定外来生物であることから、地域からの早期排除を目的とした捕獲対策を強化する。 ○ハクビシン 過去には町内でロードキルがあり、被害は確認されていないが生息していることから、地域での監視体制を強化し、必要に応じて捕獲を実施する。 ○クマ 民家の近くへの出没により、人身被害等が予想されることから、追い払いを実施する。 また、民家付近の放任果樹の撤果や伐採を推進する。 ○サル 集落内への出没により、人身被害等が予想されることから、追い払いを実施するとともに、必要に応じて箱わなによる捕獲を実施する。 ○カラス類 行動範囲が広範囲に及ぶことから、町内全域を対象に捕獲を実施する。 町内一斉に捕獲を実施する等の効率的な捕獲を実施する。 ○カワウ 鳥取県カワウ被害対策指針に則して日野川流域を中心に追い払い等の防除対策や捕獲を実施する。
--

3. 対象鳥獣の捕獲等に関する事項

(1) 対象鳥獣の捕獲体制

町内3猟友会(岸本、溝口、二部)と協力して伯耆町鳥獣被害対策実施隊を組織し、緊急捕獲や追い払い等の対応を中心に従事し、被害の軽減と体制の強化に努める。

また、従来と同様にそれぞれの猟友会と有害捕獲事業委託契約を締結し、駆除班として通常の有害捕獲への従事及び町有の箱わなの運用を委託する。

【伯耆町鳥獣被害対策実施隊従事者の状況】

実施隊員17名(町内3猟友会(岸本、溝口、二部)から各5名、町職員2名)

※令和7年4月1日現在

【町内3猟友会(岸本、溝口、二部)による駆除班従事者の状況】

第1種銃猟従事者 6人

わな猟従事者 37人

第1種銃猟・わな猟従事者 15人

※令和7年10月1日現在

(2) その他捕獲に関する取組

年度	対象鳥獣	取組内容
令和 8年度	イノシシ ニホンジカ	・ 捕獲のための箱わな等の整備 ・ 被害防止対策の講習会の開催
	ヌートリア アライグマ	・ 箱わなの整備 ・ 外来生物法に基づく防除実施計画を策定し、捕獲と安全に関する講習会の開催による人材の確保
	カラス類 カワウ	・ 追い払いや広域的な捕獲の実施 ・ 捕獲する駆除員の養成
令和 9年度	イノシシ ニホンジカ	・ 捕獲のための箱わな等の整備 ・ 被害防止対策の講習会の開催
	ヌートリア アライグマ	・ 箱わなの整備 ・ 外来生物法による防除実施計画に基づき、捕獲と安全に関する講習会の開催による人材の確保
	カラス類 カワウ	・ 追い払いや広域的な捕獲の実施 ・ 捕獲する駆除員の養成
令和 10年度	イノシシ ニホンジカ	・ 捕獲のための箱わな等の整備 ・ 被害防止対策の講習会の開催
	ヌートリア アライグマ	・ 箱わなの整備 ・ 外来生物法による防除実施計画に基づき、捕獲と安全に関する講習会の開催による人材の確保
	カラス類 カワウ	・ 追い払いや広域的な捕獲の実施 ・ 捕獲する駆除員の養成

(3) 対象鳥獣の捕獲計画

捕獲計画数等の設定の考え方					
○ イノシシ					
近年の捕獲実績から年間400頭を計画数とする。特に、中山間地での水稲被害が主なので、被害の情報を集め効果的な捕獲体制を整備する。					
年 度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
捕獲実績	577頭	338頭	256頭	355頭	432頭
○ヌートリア					
被害範囲が拡大しており、年間10頭を当面の目標数とし、地域からの完全排除を最終目標とする。					
年 度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
捕獲実績	19頭	4頭	4頭	5頭	3頭
○ニホンジカ					
目撃情報及び捕獲数が増加しており、今後被害が予想されることから、年間20頭を当面の目標数とし、地域から被害の情報を集め効果的な捕獲体制を整備する。					
年 度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
捕獲実績	10頭	13頭	16頭	18頭	13頭
○アライグマ					
過去に町内で目撃情報が寄せられ、また近隣市町村で捕獲実績がある。今後本町でも被害の発生が懸念されることから、目撃情報の収集等を行い、必要に応じて捕獲を実施する。					
年 度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
捕獲実績	0頭	0頭	0頭	0頭	0頭
○ハクビシン					
町内でR2にロードキル1件、また近隣市町村で有害捕獲があり、今後本町でも被害の発生が懸念されることから、目撃情報の収集等を行い、必要に応じて捕獲を実施する。					
年 度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
捕獲実績	0頭	0頭	0頭	0頭	0頭
○カラス類・カワウ					
被害が発生している地域を重点に、年間各100羽を当面の目標とし、被害の軽減のため、捕獲と追い払いを効果的に行う。					

(注) 近年の対象鳥獣の捕獲実績、生息状況等を踏まえ、捕獲計画数等の設定の考え方について記入する。

対象鳥獣	捕獲計画数等		
	令和８年度	令和９年度	令和１０年度
イノシシ	500頭	500頭	500頭
ヌートリア	20頭	20頭	20頭
ニホンジカ	20頭	20頭	20頭
アライグマ	5頭	5頭	5頭
ハクビシン	5頭	5頭	5頭
カラス類	50羽	50羽	50羽
カワウ	100羽	100羽	100羽

捕獲等の取組内容
(伯耆町全体) ○イノシシ ・捕獲手段：くくりわな、箱わな、囲いわな、銃猟を基本とする。 ・実施予定時期：４月～３月 ○ヌートリア ・捕獲手段：箱わなを基本とする。 ・実施予定時期：４月～１０月、３月 ○ニホンジカ ・捕獲手段：くくりわな、箱わな、囲いわな、銃猟を基本とする。 ・実施予定時期：４月～３月 ○カラス類 ・捕獲手段：銃による捕獲を基本とする。 ・実施予定時期：４月～１０月 ○カワウ ・捕獲手段：銃による捕獲を基本とする。 ・実施予定時期：４月～５月、９月～１１月、３月 ○クマ ・日野川右岸地域を中心に目撃情報や痕跡が確認されているため、情報収集に努めるとともに遭遇回避の広報等を行う。 イノシシ等の有害捕獲のわなに錯誤捕獲のないよう注意喚起を行う。 ○サル ・近年は町内での目撃情報はないが、今後も出没の可能性はある。

対策としては追い払いを中心に対応するが、必要に応じて箱わなによる捕獲を実施する。

ライフル銃による捕獲等を実施する必要性及びその取組内容

(4) 許可権限委譲事項

対象地域	対象鳥獣

4. 防護柵の設置等に関する事項

(1) 侵入防止柵の整備計画

対象鳥獣	整備内容		
	令和8年度	令和9年度	令和10年度
イノシシ	ワイヤーメッシュ5,000m 電気柵 5,000m	ワイヤーメッシュ5,000m 電気柵 5,000m	ワイヤーメッシュ5,000m 電気柵 5,000m

(2) 侵入防止柵の管理等に関する取組

対象鳥獣	取組内容		
	令和8年度	令和9年度	令和10年度
イノシシ	ワイヤーメッシュ柵及び電気柵の適正な設置及び維持管理の実施	ワイヤーメッシュ柵及び電気柵の適正な設置及び維持管理の実施	ワイヤーメッシュ柵及び電気柵の適正な設置及び維持管理の実施

(注) 侵入防止柵の管理、追上げ・追い払い活動等に関する取組等について記入する。

5. 生息環境管理その他被害防止施策に関する事項

年度	対象鳥獣	取組内容
令和8年度	イノシシ、ヌートリア、ニホンジカ、アライグマ、ハクビシ、カラス類、カワウ、クマ、	- 農作物残さの除去 - 放任果樹の撤去 - 緩衝帯の設置

	サル	
令和 9年度	イノシシ、ヌー トリア、ニホン ジカ、アライグ マ、ハクビシ ン、カラス類、 カワウ、クマ、 サル	・ 農作物残さの除去 ・ 放任果樹の撤去 ・ 緩衝帯の設置
令和 10年度	イノシシ、ヌー トリア、ニホン ジカ、アライグ マ、ハクビシ ン、カラス類、 カワウ、クマ、 サル	・ 農作物残さの除去 ・ 放任果樹の撤去 ・ 緩衝帯の設置

6. 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関する事項

(1) 関係機関等の役割

関係機関等の名称	役割
伯耆町	①クマの目撃や出没情報があった場合は、防災行政無線等で住民への注意喚起を行う。 ②放任果樹等の誘引物の除去等を行い、出没しにくくなる生活環境の整備を行う。 ③クマが錯誤捕獲された場合は、関係機関と連携を図り、学習放獣等を行う。 ④クマによる農作物被害、または人身被害の危険性が高い場合は、特定鳥獣管理計画に基づき有害捕獲許可により捕獲を行う。
町内猟友会	①町からの要請により、花火等により追い払いを実施する。 ②町から殺処分の要請があった場合には、関係機関と連携して殺処分を行う。
鳥取県西部総合事務所環 農林局農林業振興課	①クマの錯誤捕獲時は、町と連携しながら学習放獣を行う。 ②町からの申請により有害捕獲許可申請があった場合には、速やかに有害捕獲許可を行う。 ③町が有害捕獲を行う際は、町と連携しながら殺処分した個体の確認及び調査を行う。 ④緊急時は、関係機関と連携しながら現地対

	策本部及び駆除班に助言を行う。
鳥取県鳥獣対策課	①緊急時は、研究機関等専門家を現地派遣し、 現地対策本部及び駆除班に助言を行う。
黒坂警察署	①緊急時は、現場周辺のパトロール、交通整理、 広報活動等を行う。

(2) 緊急時の連絡体制

伯耆町役場産業課→伯耆町役場（総務課→伯耆町消防団） （教育委員会→各小中学校） （福祉課→各保育所） →鳥取県西部総合事務所（農林業振興課） →黒坂警察署、町内猟友会、出没地域集落区長

7. 捕獲等をした対象鳥獣の処理に関する事項

捕獲後の鳥獣の処理については埋設処分、自家消費とする。 今後、食肉利用の必要があればこれを認める。
--

8. 捕獲等をした対象鳥獣の食品・ペットフード・皮革としての利用等その有効な利用に関する事項

(1) 捕獲等をした鳥獣の利用方法

食品	令和8年度より捕獲イノシシをジビエ利用するため、 大山町にある大山ジビエ工房へ獣肉の搬入を予定している。 大山ジビエ工房については、職員の方が捕獲イノシシを 伯耆町の捕獲現場まで引き取りにこられ、施設に持ち帰って 解体処理したうえで、飲食店などへ販売を行う。
ペットフード	なし
皮革	なし
その他 （油脂、骨製品、角製品、動物園等での と体給餌、学術研究等）	なし

(2) 処理加工施設の取組

なし

(3) 捕獲等をした対象鳥獣の有効利用のための人材育成の取組

なし

9. 被害防止施策の実施体制に関する事項

(1) 協議会に関する事項

協議会の名称	伯耆町鳥獣被害対策協議会
構成機関の名称	役割
伯耆町産業課	○伯耆町の ・被害防除に関する事 ・捕獲対策に関する事 ○協議会の運営に関する事
伯耆町農業委員会	○伯耆町の農地に関する事
鳥取西部農業協同組合	○伯耆町の ・被害防除に関する事 ・捕獲対策に関する事
鳥取県農業共済組合西部支所	○ 伯耆町の鳥獣による農業被害に関する事
岸本猟友会	○岸本地域の ・ 鳥獣捕獲体制に関する事 ・ 担い手研修に関する事 ・ 捕獲技術の研修等に関する事
溝口猟友会	○溝口地区、日光地区の ・ 鳥獣捕獲体制に関する事 ・ 担い手研修に関する事 ・ 捕獲技術の研修等に関する事
二部猟友会	○二部地区の ・ 鳥獣捕獲体制に関する事 ・ 担い手研修に関する事 ・ 捕獲技術の研修等に関する事
鳥取県西部総合事務所 農林局 環境建築局	○全体計画の助言に関する事

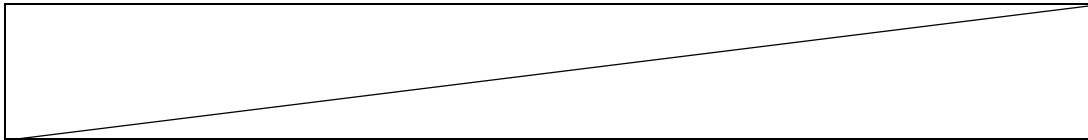
(2) 関係機関に関する事項

関係機関の名称	役割
鳥取県自然共生課 鳥取県鳥獣対策課	○全体計画の支援に関すること

(3) 鳥獣被害対策実施隊に関する事項

イノシシによる農作物被害が町内全域に拡大しており、被害を予防、軽減するため、捕獲や追い払い等を迅速に行うことを可能とすべく、平成 26 年度に伯耆町鳥獣被害対策実施隊を設置して鳥獣被害対策の対応にあたっている。

(4) その他被害防止施策の実施体制に関する事項



10. その他被害防止施策の実施に関し必要な事項

イノシシの出没がこれまで被害のなかった農地等へ拡大していることから、有害捕獲と侵入防止柵設置等により被害防止を図る。

野生イノシシの豚熱(CSF)が県内で発生したことから、「豚熱まん延防止のための野生イノシシの捕獲強化の方針」により、捕獲強化を進めるとともに、捕獲者に対して靴底や車両の消毒の実施の徹底等の注意喚起をしていくことで感染拡大防止を図る。

また、感染が拡大しイノシシの PCR 検査の実施、また検査結果が出るまでの捕獲個体の保管等の対応について、今後必要に応じて県等関係機関と協議・検討する。